

米子市水道事業管理者 様	年 月 日
給水装置工事申込者 住 所 氏 名	印
学 校 施 設 直 結 給 水 申 請 書	
「学校施設直結給水の特例措置」に基づき給水装置の構造設計をしましたので直結給水の可否について許可をお願いします。	
記	
1 建築物の設置場所 米 子 市 境 港 市 町 丁目 番 号 日吉津村	
2 建築物の概要 「新 設 ・ 既 設」 「 階建」 「水栓番号」	
3 添付書類 (1) 位置図 (2) 給水装置構造設計図 (3) 水力計算書 (4) 配水管から※階給水栓までの縦断面図面 (5) 水压記録紙	

給 水 装 置 の 概 要			
概 要 事 項	内 容		
(1) 工 事 場 所	☐ 本校舎	☐ 特別教室	☐ 他施設
(2) 給 水 内 容	用途内容	生 徒	人
		職 員	人
		受 水 槽	m ³
		高置水槽	m ³
(3) 1 日 最 大 使 用 量		プ ー ル	m ³
		m ³ ／日	
(4) 給水管の口径 及びメーター口径	給水管の口径		mm
	メーター口径		mm
(5) 給水装置の場所及び 周辺の水压	(1) 測 定 場 所	(	)
	測 定 日	(年 月 日)	
	最低水压	(	MPa)
	(2) 測 定 場 所	(	)
	測 定 日	(年 月 日)	
	最低水压	(	MPa)

申込時、増圧設備の仕様書、点検業者名の記載されたものを提出すること。

誓 約 書

給水装置の申込みにあたり、安定給水のためには、受水槽方式が望ましいとありますが、次のことを誓約しますので特例として直結給水との併用を承認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 出水不良となった場合は、当方の責任において受水槽給水の範囲を変更する等適切な改善を行います。
- 2 断水工事等には、全面的に協力し苦情の申出はしません。
- 3 負圧の発生による機器の破損等については、当方の責任として苦情の申出はしません。
- 4 その他、給水装置及び給水設備内のことは、すべて当方の責任で処理します。
- 5 受水槽以下の給水設備は米子市上下水道局の条例、規程、要綱により設置します。
- 6 受水槽の維持管理においても各法に基づき適正に管理します。
- 7 給水設備の改造においても給水装置に準じて工事申込みをし、工事承認後に施工します。

年 月 日

米子市水道事業管理者 様

申込者

住 所

氏 名

印

年 月 日

様

米子市水道事業管理者 印

直 結 給 水 の 申 込 み に か か わ る 通 知

年 月 日に申込みのあった、直結給水については { 許 可 / 不許可 } とします。

意 見 (施行条件)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市(代表者は米子市水道事業管理者)を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。